

住民基本台帳カードを無料発行しております

住民基本台帳カードは住民票の情報に基づいて発行するカードで、南富良野町に住民登録のある希望者に対し、本町では平成20年4月から平成23年3月までの3年間に限り、交付手数料を無料としております。

発行するカードは2種類あり、表面に記載される事項が異なります。

Aタイプ(顔写真なし)~氏名、有効期限

Bタイプ(顔写真あり)~氏名、有効期限、住所、生年月日、性別、顔写真

顔写真の載ったタイプ(Bタイプ)については、公的な身分証明書として利用できますので、運転免許証・パスポート(ともに有効期間内のものに限る)をお持ちでない方は写真付き住民基本台帳カードを作成することをおすすめします。

【カードの申請・受け取り】

戸籍年金係窓口で申請する。

必要なもの~印鑑・保険証など申請者の氏名などが確認できる書類。Bタイプを申請する場合は、縦4.5cm×横3.5cmで6か月以内に撮影した無帽・正面・無背景の写真が1枚必要です。ただし、ご自身がデジタルカメラで撮影されたデータによる作成はできません。なお、写真を持参しなくても申請時に窓口で撮影(無料)することも可能です。

交付申請した方には役場より「カード交付通知書」を郵送しますので、「カード交付通知書」を持参のうえ、戸籍年金係窓口でカードを受け取ってください。なお、申請を受けてからカードを交付するまで概ね2週間かかりますのでご了承ください。

受け取りの際に窓口で暗証番号を設定していただきますので、あらかじめ4桁の数字を決めておいてください。

カードの受け取りは原則として本人(または法定代理人)に限られています。ただし、やむを得ない理由により窓口に来ることができない場合は、任意代理人がカードを受け取ることができます。

必要に応じ、本人が来庁できない事由の証明書を提示してもらうこともあります。

問い合わせ先 保健福祉課戸籍年金係 ☎52-2144

広報みなみふらの

お知らせ版

2008.11.1

No.174

合併処理浄化槽を設置しませんか

町では、快適な暮らしと自然環境を守るため、「合併処理浄化槽」を設置される方に補助金を交付します。

補助制度を活用して平成21年4月から平成22年3月までの間に設置を予定または検討している方は、次によりお申し込みください。(設置工事の着手は、町から補助金交付の決定を受けた後になります。)

補助を受けられる方(次のいずれにも該当する方)

主に居住を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置する方(店舗併用住宅と共同住宅も対象)

公共下水道整備区域以外の町内に居住している方

浄化槽法で定められた検査や維持管理を確実に行っていただける方

交付される補助金の額

工事費の87.5%に相当する額か、次の人槽に応じた限度額のいずれか低い方の額が交付されます。また、水洗化に伴い、住宅を改造するときの補助制度もあります。

補助金上限額

5人槽 821千円、7人槽 958千円、10人槽 1,218千円 10人槽については、2世帯住宅などが対象です。

申込み方法

申込書は、建設課環境衛生係と巡回窓口車やまびこ号に用意してありますので、必要事項を記入のうえ、11月28日(金)までに同窓口へ提出してください。

補助制度など、不明な点は建設課環境衛生係(☎52-2179)へ問い合わせください。

11月12日(水)から11月21日(金)まで冬の交通安全運動が実施されます

運動の重点

- ・夕暮れ時の歩行者と自転車乗用車の交通事故防止
- ・路面状況に応じたスピードダウンとスリップ事故防止
- ・後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶